

市町村営急傾斜地崩壊対策事業について

耕地課

1 趣旨

急傾斜地（傾斜度おおむね 30 度以上、高さ 5 メートル以上）の崩壊を未然に防止することにより、崖崩れ災害から住民の生命・財産を守るために事業を実施します。

事業の実施基準は、急傾斜地の高さが 5 メートル以上であり、かつ傾斜度が 30 度以上であること、保全人家が 1 戸以上 5 戸未満（5 戸以上の場合県事業）であること、人命に被害を及ぼすおそれがあり、他に移転適地がないことです。

2 事業箇所

- ・ 中津市山国町草本（草本地区）
- ・ 中津市山国町守実（大坪地区）
- ・ 中津市山国町小屋川（屋田川地区）



3 事業内容

- ・ 草本地区 延長 L=34.0m がけ高 H=9.7m 勾配 35 度
ブロック積工及びフトン籠工による施工を予定
- ・ 大坪地区 延長 L=26.0m がけ高 H=6.1m 勾配 34 度
ブロック積工による施工を予定
- ・ 屋田川地区 延長 L=30.0m がけ高 H=5.2m 勾配 34 度
ブロック積工による施工を予定

4 事業費

単位：千円

事業費	国・県支出金	市債	その他	一般財源
23,000	7,800	12,900	2,300	0